

公 示 日 : 2024 年 3 月 21 日 (木)

調達管理番号 : 23a01051

国 名 : ナイジェリア、ケニア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト  
終了時評価調査及びケニア国乾燥・半乾燥地域における気候変動適  
応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト中間レビュー調査 (評  
価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024年6月上旬から2024年10月中旬
- (2) 業務人月 : 2.54
- (3) 業務日数 : 準備業務                      現地業務                      整理業務  
ナイジェリア                      5日                                      23日                                      5日  
ケニア                                      5日                                      23日                                      5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2024年4月4日(木) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」  
の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知: 2024年4月15日(月)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め: 2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針      | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験      | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点  |
| ③ 語学力          | 16点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査 なお、栄養分野または農業分野の評価や事業に従事したことがあることが望ましい
対象国及び類似地域	ナイジェリア、ケニア及びアフリカ地域
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

「ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」において専門家業務に携わった法人及び個人（株式会社JIN及び同業務の業務従事者）、並びに「ケニア国乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト」において専門家業務に携わっている法人及び個人（株式会社日本工営及び同業務の業務従事者）は本件への参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。

## 6. 業務の背景

### 【ナイジェリア国連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト】

ナイジェリアでは、5歳未満児の慢性的な栄養不良を示す成長障害の割合は32.9%（132ヶ国中98位）、急性の栄養不良を示す消耗症の割合は7.9%（130ヶ国中93位）であり（2016年世界栄養報告）<sup>1</sup>、国民の栄養状態について課題を抱えている。同国は、2011年に国際的な栄養改善イニシアチブであるScaling Up Nutrition(SUN)に加盟し、栄養ガバナンスの強化に着手した。また、2012年にロンドンで行われた「成長のための栄養（Nutrition for Growth）サミット」を受けて、2013年に「成長のための栄養協定（Nutrition for Growth Compact）」に署名している。その際、同国栄養に関するインパクトコミットメントとして、「成長障害を2013年ベースライン値の37%から2019年までに28%に削減する」という目標を掲げた。これらを受けて、連邦予算国家計画省のもとで「国家食料・栄養政策（National Food and

<sup>1</sup> 5歳未満の成長障害の人数は約1100万人と推計されている (Malnutrition: Nigeria Silent Crisis (<https://www.prb.org/wp-content/uploads/2015/07/nigeria-malnutrition-factsheet-1.pdf>))

Nutrition Policy)」の改定が進められ、同政策は2016年に発表された。

栄養状況の改善に当たっては、集落レベルにおける保健・農業・教育・水・衛生等の各分野での介入を有機的に連携させることが効果的とされている<sup>2</sup>。かかる観点を踏まえ、同国では国家食料栄養政策(National Food and Nutrition Policy)の実現のため、国レベルおよび地方レベルで省庁横断的な食料・栄養委員会が設置されているものの、それが集落レベルにおける包括的且つ実践的な活動に繋がっていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、JICAは食を通じた栄養改善アプローチの確立及び同アプローチを活用した集落レベルでの事業実践のためのマルチセクター体制の構築を目指す事業「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」を2019年3月より実施してきた。同プロジェクトは、連邦首都区庁(Federal Capital Territory Administration: FCTA)をカウンターパート機関として、同国の治安状況、及び全国へ成果を波及する際のモデル効果を鑑み、連邦首都区(FCT)内の集落を対象としてきた。

今回実施する終了時評価調査は、2024年10月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果、実施プロセス(促進要因・阻害要因)を評価、確認するとともに、プロジェクト終了までの期間、及び終了後のプロジェクト活動の発展性確保に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

#### 【ケニア国乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト】

ケニア共和国(以下「ケニア」という)は、全国土の8割を農耕に不向きな乾燥・半乾燥地域(ASAL: Arid and Semi-Arid Lands)が占めている。同地域はもともと降雨量の少ない厳しい自然環境下であるが、近年ではさらに気候変動(干ばつ、洪水など極端な気象現象)によって、慢性的な食料不足(国内生産量の減少・不安定化、価格高騰等の食料アクセス低下を含む)や水不足が発生している。ケニアはGlobal Hunger Index(2019)において117か国中87位であり国民の栄養状態は深刻とされているなかで、干ばつ等気候変動に脆弱なASALにおける栄養不良状況はケニア国内で特に深刻な課題となっている。特に、乾燥地域に属するトゥルカナ郡では5歳未満児の急性の栄養不良を示す消耗症の割合(Wasting率)がケニア平均4%に対し24%、

---

<sup>2</sup> Taylot A, A. Dangour, and K. S. Reddy. 2013. "Only Collective Action Will End Undernutrition" The Lancet 382(9891):490-491

半乾燥地域に属するキツイ郡では 5 歳未満児の慢性的な栄養不良を示す成長障害の割合（Stunting 率）がケニア平均 26%に対し 46%であり、最も深刻な状況となっている。ケニア政府は食料と栄養の保障を国家長期開発計画（Kenya Vision 2030）及び第三期中期開発計画（2018 年～2022 年）に掲げ、同国の GDP の 33%を占め地方部人口の 70% が従事する農業セクターと国民の栄養改善に取り組んでいる。さらに、同国は 2016 年 8 月にナイロビで行われ TICAD VIにおいて立ち上げられた「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の重点国の一つとして、農業・食料の側面からの介入を重視する栄養改善を促進している。JICA は 2017 年 1 月より、トゥルカナ郡にて技術協力プロジェクト「トゥルカナ持続可能な自資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト」（以下、「ECoRAD2」）（協力期間 5 年間）を実施しており、同プロジェクトでは、干ばつへのレジリエンス向上の一環として栄養改善活動を実施した。同成果をふまえ、ケニア政府は栄養課題が最も深刻であるトゥルカナ郡とキツイ郡を対象地とする「乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト」（以下、「本事業」）の実施を我が国に要請した。栄養不良の直接的な原因は不適切な食事摂取と疾病であり、食料アクセス、母子へのケア、保健サービスと水衛生の不備がその背後の原因とされている。本事業はトゥルカナ郡とキツイ郡において、ECoRAD2 の経験を踏まえつつ、各対象地帯の独自の自然環境や社会文化的背景を調査し栄養課題の背景要因を分析し、農業・食を通じた不適切な食事摂取の改善、保健、水・衛生等の改善も含む乾燥・半乾燥地域における効果的な食と栄養改善アプローチの確立を図ることを目的として、2022 年 2 月より 5 年間の協力を開始した。

プロジェクトの中間点を迎えるにあたり、プロジェクト活動の現時点までの進捗、成果発現状況と課題を確認し、必要に応じてプロジェクト枠組み（PDM）の見直しを行い、プロジェクト後半に向けた提言を取りまとめるため、本中間レビュー調査を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

また必要に応じてプロジェクトの発展性確保に向けた提言を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 【ナイジェリア連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト】準備業務 (2024年6月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等 (事業進捗報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、モニタリングシート、ベースライン調査結果、エンドライン調査結果、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>3</sup>等) をレビューし、プロジェクトの実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド (案) (和文・英文) を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド (案) に基づき、プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ナイジェリア側関係機関、他ドナー、プロジェクトの受益者等) に対する質問票 (英文) を提案する (質問票は現地業務開始前に JICA からプロジェクト関係者へ配付する予定。質問票の回収にかかるフォロー、追加質問の送付はコンサルタントが主となり行う)。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2024年7月上旬~2024年7月下旬)

- ① JICA ナイジェリア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ ナイジェリア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者や受益者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、プロジェクトの阻害要因等を抽出する。
- ⑤ 準備業務並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及

---

<sup>3</sup> 技術協力開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA (<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>)

びナイジェリア側 C/P 等とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。

- ⑥ 合同終了時評価報告書（案）に関する協議に参加し、報告書（案）の説明と協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果の JICA ナイジェリア事務所等への報告に参加する。

（3） 整理業務（2024年7月下旬～2024年8月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

【ケニア乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト】

（1） 準備業務（2024年7月下旬～2024年8月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ケニア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ 調査団の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2） 現地業務（2024年8月下旬～2024年9月下旬）

- ① JICAケニア事務所等との打合せに参加する。
- ② ケニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、本調査の評価手法について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収、整理すると共に、プロジェクト関係者

に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 準備業務並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員（ケニア側レビュー調査団員含む）及びケニア側C/Pとともに評価6基準の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びケニア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野（評価分析）に係る現地調査結果をJICAケニア事務所等に報告する。

### （3）整理業務（2024年10月上旬～10月中旬）

- ① 評価結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会、関連打合せに出席し、担当分野（評価分析）に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野にかかる中間レビュー調査報告書（案）（和文）を作成する。また、総括及び協力企画の団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （1）業務完了報告書

ナイジェリア分については2024年8月16日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付し、電子データにて提出する。

- ① 合同終了時評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）



③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

ケニア分については 2024 年 10 月 11 日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付し、電子データにて提出する。

- ① 合同中間レビュー調査報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>  
↓

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価（月額上限額）の取扱い

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価（月額上限額）は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの「別添資料 2 報酬単価表」の「業務人月 ≤ 2.00」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

(3) その他留意事項

- 1) ナイジェリア国内の首都アブジャを含む連邦首都区 (FGT) 及びラゴス州における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 22,300 円/泊として計上して下さい。
- 2) ケニア国内の一部の地域における宿泊については、JICA の安全対策措置の関係から、現地での宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、

所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとします。見積積算上の宿泊料は、指定上限額を用いてください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

ナイジェリアについては、現地業務期間は2024年7月6日～7月28日を予定しており、本業務従事者はJICAの調査団員に1週間先行して現地調査を開始し、JICAの調査団員と同日の終了を予定しています。

ケニアについては、現地業務期間は2024年8月31日～9月22日を予定しており、本業務従事者はJICAの調査団員に1週間先行して現地調査を開始し、JICAの調査団員と同日の終了を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA ナイジェリア事務所、JICA ケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内、JICA 事務所内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

### 【ナイジェリア】

- ・要請書
- ・詳細計画策定調査報告書
- ・プロジェクトモニタリングシート (Vol.1~10)
- ・業務進捗報告書 (第1期、第2期)

### 【ケニア】

- ・要請書
- ・詳細計画策定調査報告書
- ・プロジェクトモニタリングシート (Vol.1~3)
- ・業務進捗報告書 (第1期)
- ・業務計画書 (第2期)

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・ナイジェリア連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト 事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018\\_1700189\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1700189_1_s.pdf)

- ・ケニア乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト 事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_1902556\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1902556_1_s.pdf)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 配付依頼メール

- ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後

に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所及び JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上